

## プロダクト・サポート提供条件 (HULFT Square製品SaaS用)

お客様（以下「甲」といいます。）及び株式会社アシスト（以下「乙」といいます。）は、甲が乙に提出する注文書その他書面（電子メールなど電磁的方法を含む）（以下「注文書等」といいます。）に記載されたサービスの利用権（以下「本件サービス」といいます。）に係るプロダクト・サポートに関し、本提供条件（下記第1条で定義する共通条項（以下「共通条項」といいます。）を含みます。）所定の条件にて、プロダクト・サポート契約（以下「本契約」といいます。）を締結します。

### 第1条 本契約の成立、用語

(1)本契約については、甲が、注文書等を乙に交付することを以て、本提供条件に同意したものと見做され、乙が甲に対し注文書又はメールの送付による承諾の意思表示の到達により成立するものとします。なお、乙は甲に対し乙所定提供書（電子メールなど電磁的方法を含む）（以下「乙所定書面」といいます。）により本契約個別の事項を明示するものとし、乙所定書面は本契約と一体として甲乙間で効力を有するものとします。

(2)甲がプロダクト・サポートの最終受益者（本件サービスの最終利用先のことを指し、以下「エンドユーザー」といいます。）ではない場合、甲は、その責任において、エンドユーザーに対し、本提供条件と同等の条項を遵守させ、本提供条件に基づき甲が乙に対して負担する義務と同等の義務を負わせ、その遵守及び履行について一切の責任を負うものとします。

(3)共通条項は、乙所定のインターネットホームページ（<http://www.ashisuto.co.jp/support/keiyaku/>）掲載の「プロダクト・サポート提供条件SaaS用（共通条項）」に定めるものをいいます。

(4)次条以降の条項と共通条項とが矛盾・抵触する場合は、当該矛盾・抵触の限度で次条以降の条項が優先して効力を有するものとし、また、前文及び本条以降の条項に定めのない用語の定義は、共通条項第1条の定めるところによります。

### 第2条 本件サービスの権利者

本件サービスの権利者は、株式会社セゾンテクノロジーです。

### 第3条 プロダクト・サポート（乙標準）

本契約において「プロダクト・サポート（乙標準）」は、乙所定のHULFT Squareプロダクトサポート規定（<http://www.ashisuto.co.jp/support/keiyaku/>）に基づき実施されるものとします。当該プロダクトサポート規定に本契約の条項と異なる定めがある場合は、当該プロダクトサポート規定の定めが優先します。

### 第4条 特約事項

共通条項第12条は、次に読み替えるものとします。

「第3条（秘密保持義務）は本契約終了後5年間、プロダクト・サポート提供条件第1条（本契約の成立、用語）、第2条（損害賠償）、第5条（輸出規制）、第7条（不可抗力等）、第8条（権利義務の譲渡等の禁止）、第9条（反社会的勢力に該当しないことの保証）、本条、第14条（準拠法及び合意管轄）及び第15条（完全合意）は本契約終了後も引き続き有効に存続するものとします。」

以上